

人生の最終段階における医療の 決定プロセスに関するガイドライン

厚生労働省

平成19年5月

(改訂 平成27年3月)

(改訂 平成30年3月)

人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン

1 人生の最終段階における医療及びケアの在り方

- ① 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて患者が多専門職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、患者本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療を進めることが最も重要な原則である。
また、患者の意思は変化しうるものであることを踏まえ、医療・ケアチームにより、患者が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援が行われ、患者と話し合いが繰り返し行われることが重要である。
さらに、患者が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、患者が信頼できる家族等も含めて話し合いが繰り返し行われることが重要である。この話し合いに先立ち、患者は特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておくことが望ましい。
- ② 人生の最終段階における医療におけるついて、医療行為の開始・不開始、医療内容の変更、医療行為の中止等は、多専門職種の医療従事者から構成される医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断すべきである。
- ③ 医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、患者・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療及びケアを行うことが必要である。
- ④ 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本ガイドラインでは対象としない。

2 人生の最終段階における医療及びケアの方針の決定手続

人生の最終段階における医療及びケアの方針決定は次によるものとする。

(1) 患者の意思の確認ができる場合

- ① 方針の決定は、患者の状態に応じた専門的な医学的検討を踏まえたうえでインフォームド・コンセントに基づく患者の意思決定を基本とし、多専門職種を経て、医師等の医療従事者から構成される医療適切な情報の提供と説明がなされた上で、患者と医療・ケアチームとして行う。~~② 治療方針の決定に際し、患者と医療従事者と~~が十分な話し合いを行い、患者本人が意思決定

~~を行い、その合意内容を行うことを文書にまとめておくもの基本とする。 -
上記の場合は、~~

~~② 時間の経過、病状の変化、医学的評価の変更等に~~応じて、~~また患者の意思が変化~~するしうるものであることに留意して、~~その都度説明しや、患者が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明を含めて、患者が自らの意思の再確認を行うをその都度示し、伝えられるような支援が行われ、患者・家族等との話し合いが繰り返し行われることが必要である。 -~~

~~③ このプロセスにおいて、話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする患者が拒まない限り、決定内容を家族にも知らせることが望ましい。~~

(2) 患者の意思の確認ができない場合

患者の意思確認ができない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要がある。

① 家族等が患者の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、患者にとっての最善の治療方針をとることを基本とする。

② 家族等が患者の意思を推定できない場合には、患者にとって何が最善であるかについて家族等と十分に話し合い、患者にとっての最善の治療方針をとることを基本とする。時間の経過、病状の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。

③ 家族等がない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、患者にとっての最善の治療方針をとることを基本とする。

④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

(3) 複数の専門家からなる委員会話し合いの場の設置

上記(1)及び(2)の場合において、治療方針の決定に際し、

- ・医療・ケアチームの中で病態等により医療内容の決定が困難な場合
- ・患者と医療従事者・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療内容についての合意が得られない場合
- ・家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療従事者・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療内容についての合意が得られない場合

等については、複数の専門家からなる委員会話し合いの場を別途設置し、医療・ケアチーム以外の者を加えて、治療方針等についての検討及び助言を行うことが必要である。